

魚醤油認証基準における留意事項

平成 22 年 3 月 4 日開催の平成 21 年度第 5 回道産食品独自認証制度水産物基準検討委員会での協議内容に基づき、魚醤油認証基準第 6 の 4 の (2) に係る留意事項をここに整理する。

○ こうじの原材料

魚醤油の副原材料である「こうじの原材料」についてもできる限り道産のものを使用することとするが、こうじ原材料の品目・形態により、道内における質的・量的な確保が難しく道外産の原材料をやむを得ず使用する場合は、その使用割合を仕込総量の 10%未満とする。

なお、「こうじの原材料」のうち、米、麦については道産とする。